

公立中学校における スクールカウンセラーの活用に関する考察（2）

A Consideration (2) on the Use of School Counselor in Public Junior High School

高 賢 一
Kenichi Taka

〈要旨〉

平成7年度、文部省の「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」として、全国141校の小・中・高校にスクールカウンセラーが派遣された。スクールカウンセラーの勤務時間は限定されているものの、「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策」（2001年、文部科学省）の調査結果に示されているように、着実にその成果を上げてきている。スクールカウンセラーは、教師の多忙さや専門領域の違いなどにより、不登校、いじめ、非行・暴力、自殺、人間関係、学業不振、親子関係など、教師が対応できないさまざまな問題を解決するために配置されるものである。時代の変化などにより子どもの抱える問題も多様化し、問題解決も困難になってきている。そのため、心の専門家としてのスクールカウンセラーが制度化され、学校に派遣されるようになった。第3巻第1号では、とりわけ学校内における連携を中心として、スクールカウンセラーの専門性や外部性を最大限に活用する方策を模索した。本稿では、学校外の専門機関との連携にあたって、スクールカウンセラーを活用する方策を模索する。

〈キーワード〉

活用方策、心の専門家、学外連携

1 はじめに

文部科学省（2001）は、「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策」の調査結果を明らかにしているが、スクールカウンセラー活用調査研究委託事業を通して、スクールカウンセラー（以後SCとする）の専門性や外部性の必要性・重要性などが改めて確認されている。校内・校外連携を中心とした成果としては、「SCの助言により、家庭、関係機関との連携のもと、学校全体で生徒指導に取り組めるようになった。SCは、成績の評価などを伴わない第三者的な存在であるため、児童・生徒、保護者が気兼ねなくカウンセリングを受けることができた。また、その専門性により児童・生徒の悩み、不安・ストレスの解決につながった。SCの助言を受けることにより、児童・生徒と接する際の意識が変わるとともに、児童・生徒のさまざまな悩みに関し、適切な対応をとることができるようになった。学校が、適応指導教室、警察、児童相談所など、学校外の機関と連携・協力を図るうえでSCの助言が効果的であった」などがあげられている。一方、学校内の教職員だけでは解決できない子どもの問題行動があり、SCが配置されている場合は、SCを

中心に学校外の諸専門機関との連携を図る必要がある。多忙な教員が学習指導や生徒指導以外の複雑な問題に関わることは、かえって混乱を招く危険性が高く、貴重な時間を費やすことにもなりかねない。このように、複雑で専門的な知識・技能を要する問題等については、SCの専門性を活かしながら学校外の専門機関に繋ぐのが良策といえよう。

2 学校外の諸専門機関の特徴

諸専門機関といってもさまざまな専門機関があるが、ここでは、最近とくに需要が高まっている心療内科クリニックや大学・総合病院の心療内科・精神科、児童相談所、教育支援センター（適応指導教室）、公立こころの健康センター、都道府県市区町の教育相談センター、少年補導センター、警察、電話相談室の特徴は以下の通りである。

2-1 クリニック（診療所）や大学・総合病院

最近では、以前ほどクリニックや大学・総合病院の心療内科・精神科に対する本人・保護者の抵抗が少なくなっ
てはいるものの、このような専門機関を紹介したり、繋ぐ場

合は慎重に対応しないと本人や保護者の学校不信を増大するばかりである。そこに繋ぐ場合に、SCの果たす役割が大きいと思われる。クリニックや心療内科・精神科等に行き、適切な治療を受けることによって、学校や社会にも適応できることが少なくない。入院までしなくても外来通院をしながら治療することも可能である。また、通院をしながら医師や臨床心理士による精神療法や心理療法などの方法によっても治療を行うことができる。

なお、本人が来院できない、あるいはしない場合でも、家族の相談を継続的に進めることで、家庭での対応の仕方などの指導や家族療法を行うこともできる。本人をとり巻く環境、つまり、家庭、クリニック、学校と連携して治療を展開することもできる。また、学校生活について、担任教師や教育相談係、あるいはSC等に対して助言・指導なども行っている。クリニックには、精神科の訓練を受けた医師が開設しているところがあれば、内科などを併設しているところもある。大病院や総合病院においては、たくさんの外来診療科の中で精神科・心療内科・神経内科などを設置していることが多い。クリニックであろうが、大学・総合病院であろうが、患者の需要が高くなっているため、予約制をとっているところが少なくない。

2-2 児童相談所（都道府県・市区）

児童相談所は、主として18歳未満の児童を対象に、児童福祉法に基づいて諸問題に対する相談を受け、問題の本質や周囲の状況などを的確に把握し、最も適切な処遇方針を立て、児童の福祉を図っている行政機関である。近年、児童虐待等の問題も顕著になるなど、重要な役割を果たしている。児童相談所の機能は、以下の通りである。

第1に、児童相談所の業務の大部分を占める主要な機能として、相談機能があげられる。幼児のしつけや発達の遅れを心配する母親の相談、学校へ行きたくない子どもや非行問題等を起こしてしまった子どもの相談などである。行動に問題があり、相談をすることでこのような問題を解決しようとするケース、養育困難や障害児の訓練あるいは非行行為のために施設に入れることを求めて来談するケースなどがある。

相談は、主としてケースワーカーが、保護者や保育園・学校等の関係者から直接事情を聴くことから始められるが、電話による相談も可能である。問題あるいは状況により児童相談所に直接足を運べない子どももいるが、母親だけが指導を受けてうまくいく場合もある。家に閉じこもっている子ども、反対に遊び歩いている子どもに対して、ケースワーカーや心理判定員が家庭訪問などにより解決に結びつくことが少なくない。家庭訪問のみならず、ゲームセンター等のたまり場などに出向いたり、学校や幼稚園等に

出張して調査・指導ができるのも特徴の一つである。

第2は、一時保護や児童福祉施設入所措置などの保護機能である。捨て子、迷子、家出中の子ども、非行があって警察に補導されたが、親が引き取りに来ない子どもなど、現に保護者がいない、あるいは見つからない子どもを緊急に保護する場合である。また、面接や心理テストではわかりにくい問題行動の観察、施設入所する子どものオリエンテーションなどを目的とした一時保護、乳幼児も含む養護施設や通園も含むさまざまな障害児童施設、旧教護院の児童自立支援施設への入所あるいは里親による受け入れを目的とした児童福祉施設入所措置などがある。

第3は、主として精神医学や臨床心理学などの専門家による判定機能（診断・判定）である。子どもの神経症や精神病、さまざまな障害とその程度を正しく診断し把握することは、子どもの指導・治療には欠かせない。その結果についての証明書を発行することにより、さまざまな手当てや行政上の便宜が得られ、障害児およびその家庭の福祉を増進させることになっている。

2-3 教育相談センター（都道府県・市区町村）

全国各地で、都道府県立あるいは市・区・町立等の教育相談センターや教育相談室などが設置されている。こうした施設では、地域社会の幼・小・中・高校生を対象として、いじめ、不登校、非行問題、その他の問題行動について、子どもや保護者はもちろんのこと、地域の教職員を対象にカウンセリングの研修や実習などを行っている。教育相談センターは、その性格や規模によって内容的な差はあるにせよ、それぞれの地域におけるカウンセリングセンターとしての役割を担っているといえよう。

近年、学校内で解決できない問題が年々増加していることから、専門家としての臨床心理士や精神科医なども参加して、子どものあらゆる相談に応じているケースが多くなっている。

方法としては、相談・助言、適当な他機関への紹介、心理学的・医学的な検査・診断、グループカウンセリング、遊戯療法などを行っている。センターの規模によって多少異なるが、臨床心理士、認定カウンセラー、学校心理士、精神科医など、心の専門家が相談員になっていることが多い。また、教職経験者でカウンセリングの研修を受けた熱意ある人が相談員になっていることも少なくない。

2-4 少年補導センター（各自治体）

少年補導センターは、少年の非行防止に関係のある行政機関・団体およびボランティアが共同して少年補導に関する諸活動を総合的かつ計画的に実施するための拠点として設置されたものである。各地によって名称はさまざまであ

るが、街頭補導や少年相談など、少年の非行防止や補導のために活動している。地域における非行防止組織としては、現在、少年補導センターをはじめ、防犯協会、保護司会、BBS会、更生保護会などがあり、それぞれの立場と特性を生かして活動を行っている。

主な活動内容としては、非行防止や早期発見のための補導活動、街頭補導、相談活動、環境浄化活動、実態調査、広報・啓蒙活動、少年の余暇活動の指導などがあげられる。非行の初期段階では、家庭や学校からの離脱行動がみられ、服装の乱れ、盛り場徘徊、不良じみた言動、夜遊び、家出等が観察される。思春期における少年は、心身の発達がアンバランスで精神的に未成熟な部分があるので非行化しやすいものの、早期に発見され適切な指導がなされれば、改善する可能性も高い。

少年補導センターや警察署の少年係では、少年の非行や家出、自殺など、その兆候を早期に発見して未然に防止するために相談窓口を設けている。自分の悩みや困りごとを親や教師などに打ち明けることができない少年、子どもの非行や不良等の問題で悩んでいる保護者などから相談を受けて、助言や指導を行っている。また、「ヤング・テレフォンコーナー」などの電話による相談なども受け付けており、親や友達などに話せない悩みを持つ少年、子どものことで悩んでいる保護者などが気軽に利用している。少年相談の内容は、非行問題や家庭の問題、健康問題、交友関係など、さまざまな問題に及んでいる。

2-5 少年警察（都道府県）

警察のなかでも、成人を対象にした殺人・放火・暴力などの凶悪な犯罪を取り締まる領域もあれば、少年の健全な育成をめざす領域（少年警察）もある。子どもによる非行には学校外で行われるものがあり、警察によって発見されることが多い。少年警察は、心身のアンバランスな少年の特性に留意しながら、家庭、学校、職場や地域社会などと協力して、非行の防止にあたっている。

学校警察連絡協議会は、学校と警察の連携による非行防止のための組織であり、対策の協議、情報交換、事例研究、合同街頭補導などの活動を行っている。全国の警察署単位ごとに、あるいは市町村その他の地域ごとに設けられている。学校と警察はそれぞれ機能は異なるが、少年警察の目的とするところは、青少年の健全な育成に貢献することであり、広い意味では両者の目的は共通している。

2-6 電話相談室

電話相談は、各地の相談センターや少年センター、いのちの電話などで、さまざまな悩みについて匿名で相談する機関である。全国的にたいへん普及しており、このなかで

もいのちの電話は、自殺予防のためにつくられている。電話相談の特性は、以下の通りである。

相談に向かう交通費や時間、手続き、待ち時間など一切不要であり、電話は各家庭や街頭などあらゆる場所に設置されており、手近なところでいつでもかけられる即時性がある。対人関係を苦痛に感じる神経症の人など、遠くて近い電話相談が効果的であるといえる。通話はたいへん簡単であり、自分の都合で口を閉ざすのも、通話も切るのも自由である。

電話相談の主な相談内容は、不登校に関する相談、いじめに関する相談、非行に関する相談、学業に関する相談、心身の障害に関する相談、その他の問題行動に関する相談などである。電話相談は、顔も見せず、名前も場所も言わず、ただ自分の悩みだけを話すことは、子どもや親にとって気楽に相談できるものである。その反面、何度かの面接で人間関係を作っていくものと違って、一回勝負が多い。その場で方法や答えを必要とする緊急性のものもある。

2-7 教育支援センター（都道府県・市区町村）

教育支援センター（適応指導教室）は、不登校の子どもに対する指導・支援を行うために、都道府県あるいは市町村の教育委員会が、教育センターなど、学校以外の場所や余裕教室などにおいて、子どもの学校生活への復帰を支援するため、子どもの在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導などを組織的・計画的に行う組織として設置されたものである。

スタッフの多くは教職経験者で占められ、子どもの学校復帰を主な目標として学習指導や生活指導を行っているが、生活体験やレクリエーションなどを中心とした運営がなされているものもある。筆者自身、2年間にわたって教育支援センターの指導員として、不登校の子どもたちに関わってきた経験がある。現在は大学の教員であるが、この当時は高校の教員として、そして専任スタッフとして子どもたちに関わることができた。

筆者が関わった県立の教育支援センターでは、六つの重点目標を掲げて取り組んだ。1点目は、通室する子どもの在籍校や保護者との連携を密にすることである。2点目は、スタッフ間の連携を緊密にし、通室生に対する支援活動を調整することである。3点目は、医療機関や児童相談所などの関係専門機関との連携を図ることである。4点目は、通室生の希望や実情に応じた行事の計画・実施を行うことである。5点目は、他の教育支援センターとの情報交換や連絡を密にすることである。6点目は、学習支援ボランティアの活用を推進することである。

その結果、個人差はあるものの、子どもたちの表情が明るくなったり、生き方が前向きになるなど、プラスの変容が見

られるようになっていった。そして、不登校の子どもたちがセンターの中で心の居場所を確保し、学校や社会への適応力を身につけ、学校復帰に結びつくケースが多くなった。

3 外部専門機関との連携と課題

まず、クリニックや大学・総合病院（心療内科や精神科など）との連携である。こうした機関に来談する人は、一般あるいは学校では手に負えない人たちが少なくない。心療内科は、不登校、自殺未遂、非行、摂食障害、校内暴力、家庭内暴力など、何でも受診してよいことになっている。慢性頭痛、胃痛、心身症の人なども受診できる。

担任教師やSCがクリニックなどを紹介する場合、できれば紹介状を添えるのが望ましい。単に保護者や本人に場所を教えたり、電話だけで紹介するのではなく、紹介する理由、学校での問題点や友人関係など、家族構成、これまでの経過などを簡単に書いた紹介状を添えると、診察・治療もしやすくなる。このような機関に繋ぐうえで、SCの果たす役割は極めて重要である。学校の教職員が紹介するよりも、専門家が紹介する方がより説得力はあるものの、慎重を期する必要がある。

次に、児童相談所との連携である。SCは、子どもの問題が起きてからではなく、こうした相談機関の内容や機能などを事前によく理解しておく必要がある。また、児童相談所のスタッフとの面識を深めておくと、子どもに問題が発生した時、学校ではどのように対処したらいいのか相談したり、保護者と本人に訪問を勧めたりすることもできる。また、担任教師や教育相談係と一緒に相談に行くことも可能になってくるであろう。

次に、教育相談センターとの連携である。学級担任は、複数の子どもを指導しているので、個別の診断や面接相談などは、時間的にも能力的にも無理な場合が少なくない。そこで、やや重い問題のある子どもに対しては、学校内のSCや養護教諭に相談を依頼することになる。しかし、SCのいない学校もあり、養護教諭が1人である学校も多い。SCがいる場合でも、SCの対応だけでは難しいケースもあり、近くの教育相談センターと連携をとり、早期にカウンセリングを受けて解決するよう努力すべきである。

次に、少年補導センターとの連携である。今日の非行問題は、年々増加し、低年齢化・凶悪化していることから、学校だけでは防止・対応が難しくなっている。そのため、SCは、学校とセンターとの橋渡しとして連携を強化し、

活動する必要がある。家庭、学校、地域社会がお互いに協調し、連携することによって、少年の非行防止の効果は上がる。学校内で子どもの非行問題がある場合、担任やSCは何とか自分の力で改善・解決を図ろうとするが、かえって問題をこじらせてしまうことがある。このような事態になるのを回避するためにも、SCが橋渡しとなってセンターと連携・相談したうえで、より効率的に新たな対策を講ずる必要がある。

次に、少年警察との連携である。子どもの非行を防止し、その健全な育成をめざすためには、学校と警察の連携・協力を図ってこそ、大きな効果が期待できる。学校内の生徒指導主事やSC、あるいは生徒指導委員会だけで問題解決を図ろうとしても限界があることも少なくない。そのため、日頃から警察の機能・活動などについて、SCが理解を深めるとともに、お互いの信頼関係を確立して、普段の協力体制を整えておく必要がある。そのための組織として、学校・警察連絡協議会が設置されているのである。SCは、日頃からこうした連絡協議会との連携を図っておき、非行の防止や対応などについて協力する必要がある。

最後に、教育支援センターとの連携である。不登校の子どもたちにとって、教育支援センターが大きな役割を果たしているといえよう。子どもが安心して自己表現できる居場所として、あるいは小集団の中で他人との関係を学び、自己成長を促す場として、教育支援センターの存在意義は大きいものと思われる。センターを有効に活かしていくためには、センターとSC、そして子どもの在籍校が、それぞれの役割と機能をお互いに理解し合ったうえで協力することが必要である。教育支援センターとSCは、どちらも学校に関係の深いものではあるが、学習支援もさることながら、心理的支援が強調されているところに共通点がみられる。

【参考・引用文献】

- (1) 村山正治・山本和郎編著「スクールカウンセラーその理論と展望」, ミネルヴァ書房, 1996年。
- (2) 村山正治著「新しいスクールカウンセラー制度の動向と課題」『臨床心理学』NO.2, 金剛出版, 2001年。
- (3) 文部省初等中等教育局中学校高等学校課編「スクールカウンセラー活用調査研究委託研究集録」, 1997年。
- (4) 高賢一「適応指導教室における効果的な支援方法に関する研究」, 日本学校教育相談学会編『学校教育相談研究第14号』, 2005年。
- (5) 石隈利紀等編「スクールカウンセラー事典」, 東京書籍。